

# 鎌倉市エネルギー基本計画

平成 26 年 3 月

鎌 倉 市



# 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。  
昭和33年8月10日

鎌倉市

# 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

## 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

## 本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

## はじめに



平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、わが国のエネルギーを取り巻く状況は大きな転換期を迎えました。

今まで、電気などのエネルギーが安定的に供給されることが当たり前だと思われていた状況が一変し、地域における市民生活や産業活動に不可欠なエネルギーのあり方について、私たち一人ひとりが真剣に向き合い、考え行動していかなければならない状況が生まれました。

地方自治体においても、地域の創意工夫を活かしたエネルギー政策を通じて、市民生活等を支えていくことが重要な行政課題として浮上してきました。このような中、鎌倉市において、平成 24(2012)年 7 月、「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」が、議員提案により制定されました。

鎌倉市エネルギー基本計画は、この条例を受け、条例前文にあるとおり「エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な循環型社会のシステムを構築する」ために策定したものです。

エネルギー施策の推進にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、主体的な行動を積み重ねていくことが何よりも重要になります。今後、この基本計画で掲げた新たな都市像や目標を達成できるよう、低炭素社会・循環型社会、そして災害にも強い社会の構築に向け、市民・事業者の皆様と一丸となって取り組んでいきたいと考えていますので、これからもなお一層のご理解とお力添えをお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご審議・ご指導を賜りました環境審議会委員の皆様や、条例制定に尽力された議員の皆様、アンケートやワールド・カフェ、パブリックコメント等にご協力をいただきました市民・事業者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

鎌倉市長

松尾 崇